

発言者	発言内容等
事務局	定刻となったので、只今から第1回高石市受動喫煙・路上喫煙等対策検討委員会を開会させて頂く。 開会にあたり、阪口市長からご挨拶いただく。 (市長挨拶) まず、議題1 委員長の選出について。 委員長の選出については、委員の互選によることとなっているが、どなたか推薦はないか。 (日野委員を推薦の声あり) 他にご意見がないようなら、委員長は日野委員にお願いしたいと思うがご異議ないか。 (異議なし) それでは、日野委員に委員長をお願いする。 ここで市長から諮問書手交。 (諮問書手交) 以後、日野委員長による議事進行。

委員長	本検討委員会規則第4条第2項により、藤田委員に副委員長をお願いする。 議題2 高石市受動喫煙・路上喫煙等対策検討委員会における傍聴及び議事録の公開規程（案）及び運用基準（案）について。 概要を簡単に事務局から説明願う。
事務局	（事務局から概略を説明）
委員長	ただいま事務局から説明のあった件について、ご意見等ないか？ （特段の意見なし） 検討会における傍聴及び議事録の公開については、お配りした規程（案）及び運用基準（案）のとおり定めさせていただきたいと考えるが。 （異議なしの声） 特に意見がないので、案のとおり定める。 会議に先立ち、2名を議事録署名人として定めさせていただく。 現在の委員長を除き、五十音順にて小田委員、岸部委員の2名を議事録署名人として定める。 また公開規程に基づき、本日の会議については、公開とし、傍聴についても許可することにご異議ないか。

	(異議なし) それでは、本日の会議は公開とし、傍聴を許可する。 傍聴者の入場を許可する。 (傍聴人 7 名入場) それでは議題 3 受動喫煙・路上喫煙等対策にかかる諮問について議論したい。
事務局	(事務局から、法、府条例、総務文教委員会報告及び府内他市の状況など説明)
委員長	事務局の説明があつたが、各委員から意見はあるか。
委員	商工会議所では昨年 4 月から屋内については禁煙。 館内では公文教室があり、将来ある子供のために屋内の灰皿は撤去した。 会員の方の出入りも多いため屋外に 1 カ所灰皿を設置している。 商工会議所では毎朝前面道路の清掃をしているが、道路や側溝には毎朝吸殻が捨てられている。 公衆衛生及び受動喫煙の観点から生活動線での人が集約する場所でのルールが必要。 つまり喫煙・禁煙エリアの区別が必要。
委員長	市庁舎などはともかく、民間の施設をどうするかが論点のひとつになると考える。

事務局	事務局の考えはどうか？ 基本的に民間の施設に関しては法・条例の定めるとおりと考えている。 改正健康増進法及び大阪府条例の中で民間施設については大阪府の指導・監督の範疇である。
委員長	コンビニ店頭やたばこ販売店についてはどうか。
事務局	敷地内屋外については対象外と考えている。
委員長	第2種施設については飲食も含めてそうであるのか。
事務局	お見込みのとおりである。
委員長	紙巻たばこと加熱式たばこの喫煙所に対する大阪府の資料にある国準拠の区分が理解しにくい。
事務局	例示すれば、現在、手前は禁煙スペースであるが、ガラスを隔てた奥は喫煙可能となっているようなカフェ等が想定される。 今後、そのスペースを喫煙専用室として運用する場合は、紙巻たばこ及び加熱式たばこの両方を喫煙することは可能であるが、飲食は禁止となる。 また、加熱式たばこ専用の喫煙室として運用する場合は、飲食は可能であるが、紙巻たばこを吸うことが禁止となると考えると理解しやすいかと考える。

委員長	了解した。 罰則規程を設けている他自治体の扱いはどうなっているか。
事務局	過料について、条例制定されている団体も一定あるが、聞き及んでいるところによると、市民のモラルに訴える活動を行いながら、実際の徴収は行っていないところが多い。 実際の徴収実績があるのは大阪市、堺市、泉佐野市の3市。
委員長	禁止にするなら、担保として過料も必要。 ただ義務にしても、なかなか取り締まれない。 一方、罰則規程を設けておくといざというときに取り締まれる。 いずれにしても条例の中身で変わってくること。
委員	禁止エリアを設定されるのは国民の生命を守るという、健康増進法の一部を改正する法律に沿う考えである思う。 子どもに対する受動喫煙の防止について、影響が大きい場所については個々の施設の特性をみて設置。 健全な分煙社会を目指すというところでは意義が大きい。
委員	医学会としては、最終的にはたばこのない社会が目標。 たばこの良い点は多幸福感が得られたり、気分が安定するなど、終末医療にかかる部分だけである。 タールは肺ガン、ニコチンは動脈硬化の原因となり、たとえ加熱式たばこであってもニコチンが体内に入ることにはかわりはない。人体には有害である。 「喫煙者と禁煙者がともに暮らせる社会」のうたい文句は、たばこ事業者、喫煙者団体等がうたうものであり、基本的には禁煙がよい。

	もうひとつは、子どもへの害。 教科書の見開きにたばこ、酒、麻薬に同程度のページを割いて警告している。 こどもが集まるような場所は禁煙にしていきたい。
委員	喫煙者の意見も大事。事務局に問うが、市民からの意見を聴取する方法としてなにか考えているのか。
事務局	市民の方に対して、一定の規制を強いることであるので、パブリックコメントを実施していく。
委員長	原田委員からの意見は聞いているか。
事務局	原田委員からは、これを機に、環境や公衆衛生について市民がどう考えて、どういう意識を持つかであり、たとえば清掃活動であるとか、市と市民が一体となって取り組んでいくことが大事であるという意見をもらっている。 それを継続し、たばこ事業者などとも協力しあって、できることを模索していくことができればとのこと。
委員長	屋内だめ、特定屋外がだめであるなら、全て禁止にするということになる。 人に迷惑にならないところに喫煙場所を設けるよう、たばこ事業者の協力を得てはどうかと思う。
事務局	本市環境美化条例ではポイ捨てはもちろん禁止であり、市域全般でポイ捨ては禁止。 路上喫煙については、駅周辺に一定規制をかけることを考えている。罰則は考えていない。

委員	現在、過料の徴収などは試行錯誤の段階であろうと思う。 モラルの問題であり、いずれにしても市民の健康を守っていくことが大事である。
委員	現大阪府の第一種施設の努力義務に対して罰則もない。 こういったことに対して、市として方向性をもっていくことが課題。 また、屋外で行う大規模イベントの際、主催者に対して喫煙場所の設置を依頼するなどの取り組みがあっても良い。
委員長	簡易トイレがあるので、簡易喫煙所もニーズがあるのでは。
委員	市の産業育成の視点からも、市内でのたばこ販売者様や地域に対しても歩み寄って良いものを作ることが必要。 市税収入の側面もある。分煙社会がきっちり保てるような出発点としていただきたい。
委員長	禁止区域の検討、大きな公園はどうするかなど、ひとつひとつの課題をクリアしていきたい。 それを踏まえ、資料等を事務局に要請したい。
委員	施行^{（印）}日はどれくらいを考えているのか
事務局	条例（案）を9月議会に上程、来年4月1日を施行と考えている。 委員会終了後に気づいたことを事務局に直接言えるようにし

委員長	たいと思うがそれでよいか。
事務局	問題ない。
委員長	それであれば各委員の意見集約はいつが目処か。
事務局	7月10日までにいただきたい。 あらためて、概略をまとめ、ご通知するのでそのときにいただいてもかまわない。
委員長	パブリックコメントについてはインターネットだけに頼るばかりではなく、意見が集まる方法も考えてほしい。
事務局	次回の検討委員会日程について、あらためて通知し、できるかぎり事前に説明する。 本日の議論を踏まえ、条例（案）も含め、資料等を事務局で用意し、事前に委員へ送付し、さらなる議論の参考としていただきたい。 (閉会)

令和元年7月17日

署名人

小田 順子 (小田)

署名人

岸部 信一 (岸部)